

安全・安心な食のまち・さっぽろ推進委員会設置要綱

(平成 20 年 9 月 3 日 保健福祉局医務監決裁)

(設置)

第 1 条 本市における食の安全・安心に関する施策に対する意見を聴くため、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、本市の食の安全・安心に係る施策の推進について、協議または意見交換を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会議を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(謝礼)

第 7 条 委員会に出席した委員に対し、日額 12,500 円の謝礼を支給する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、保健福祉局保健所食の安全推進課において行う。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 20 年 9 月 3 日から施行する。